

環境アセスメントに就いての一考察(2)

札幌工業高校 正員 戸沢 哲夫

1はじめに

我が国における環境状況は人口、産業、経済、技術、行政、住民意識等様々な分野で複雑多岐にわたり、又これらの相互の関係の中で利害関係も併き、これらの改善は早急に解決される程容易ではない。^{4)~6)}
そこでこれらの環境上の改善を計るため地方自治体、国で環境アセスメントの立法化が試みられていく。
1970年アメリカに於ては世界に先がけて国家環境政策法(NEPA)が公布、施行されており法律では開発行為にともなう環境影響評価報告書(EIS)の作成、情報の公開の展示等がみられる。そこでアメリカの環境政策の実施状況を直接事情聴取した概要と若干の考察を試みたのが本文の主旨である。

2アメリカの環境政策に就いて

アメリカの環境政策は大統領の敘書により示され、⁷⁾実際の運用面はNEPAの面を考慮に入れて主務省が一次調査を行いEISの作成が必要か否かを検討し必要と判断された場合にEIS草案を作成し、主務省庁に提出される。主務省庁はEPA(環境保護庁)をはじめ関係省庁(11省)、州政府、一般公衆等に公示、権限質し、コメントを受け、更に申請者は受けたコメントに対する回答を付し場合によつては計画内容の修正を行ひ、最終EISを提出し、その後主務省庁がプロジェクトを実行するか否かを決断することになつていて。CEQ(大統領環境諮詢委員会)はその実態を調査し、調査結果を大統領、各省庁に報告している。

3 EISに関する技術的問題

EISの審査は下図に示すようなguide line(施行指針)により審査を行つていい。^{8)~9)}

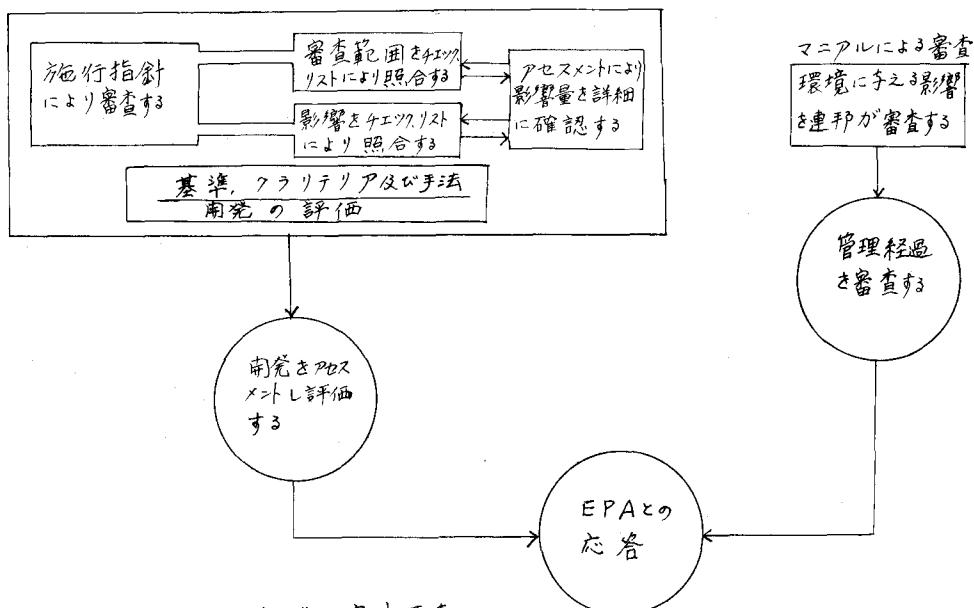


図-1. 開発の審査要素

審査は5つの審査段階に区分され(EIS前の活動草案の審査,最終影響報告書完成前の相談,最終EISの審査,開発の徹底上の注意)それぞれの段階に於いて審査マニアルを参照し,審査関係者,申請者の間で環境上下満足な行為があるかを見定めた上開発に対して最も影響の少ない方策を含めて最終決定を審査していく。

4. EISの作成に就いて

EISの草案の段階においては提案されている環境上の影響が不満足,不十分,十分の各段階で環境の影響の評価がなされていく。この場合環境上の判断の選定は一般的にはクラリテリアによっている。又環境上の判断の評価方法は開発行為の種類に応じてguide lineに示してありそれが開発に関する影響への決定と緩和要素を具体化せねばならないとしている。EISの報告内容は経済的,社会的,生態的,審美的,文化的及び歴史的各環境要素を加味せよとするが現実には審美的要素は定量的に把握しにくく、CEQでは審美的要素を多數決により決めている。アセスメントを審査するときの困難な点は「自然に係りあいもしく社会環境と自然科学が人間の提案した行為に於いて長期と短期の両方の評価をなしとして発生すると思われるマイナスの影響を最小にするか又は避け得るようにするために代替案も含め探究する」ことにありこれの評価に当り妥当性のある文献を参考し詳細にあたり付録と脚注をつけるが勝れた内容で特別に問題を探究し種々の技術的解析の結果と方法論の詳細の中で評価された報告書が有効なものとみなされている。現在審査関係者が注意している個所は厳格な規則よりはむしろguide lineによって開発の影響を軽減せよために總て組入れて評価しようとする点にあり環境の条件を選定するためのクラリテリアは一つの基準値にすぎない。特に生態系を一律の基準で一律せられないとする論文⁽⁹⁾もありその取扱いには慎重を要する。アメリカに於ける実際上のEISの作成は日程上の制限もありEISの内容検討がプロジェクト当事者間で行えず手続きの過程に移るケースも出ているとされEISそのものが専門知識の羅列にとどまらない総合評価と学際的内容を含むだけに苦労している。

5. アメリカに於ける環境行政上の対応策

アメリカに於ける環境行政はNEPAの精神に基づき1969年に設立したCEQ(設立の目的は大統領による援助とアセスメント政策を前進させよ)⁽¹⁰⁾と1970年に設立したEPA(設立の目的は住みよい環境保全のための計画と行政的に取扱い大気と廃棄物処理,有害物質の処理計画等の問題解決のため人間全体の立場から判断するため,社会科学と自然科学と生物学上の知識の統合により計画施行せよ)⁽¹¹⁾と関係省庁,地方政府等の関係に於て施行されている。従つてアメリカの環境政策の実施は主にCEQとEPAとの対応の中である程度みることが出来る。

EPAは全州10ヶ所に地方局(regional office)が設けられ各地でEISがつくられ1万人の職員により年間1800件(内の内25%がEPAよりコメントを受けている)のEISの審査を行つている。EPAはEISを審査して開発により環境に与える影響が不満足であると決定されるとCEQに再審査を依頼する。CEQの職員は40名であり,現在CEQではEISの改善に取組んでおりその内容については下記の様になつてゐる。

- ①各省庁に対する指示内容はEISの内容を明確にし問題になる部分に限定して有益な文書で作成すること。
- ②今後はguide lineで文書の作成を行つて来たがregulation(細則)を制定する権限をCEQに持たせる。
- ③行政命令の施行(政策的なもの为主になる)により法的拘束力を持たせNEPAの目的を遂行させる。
- ④各省庁間で色々と論争が起きたときは論争の調整をして解決するための手順を決めその調停を容易にすること。

6. アメリカに於ける環境行政上の住民参加と市民教育

アメリカではEISの草案段階に市民から受けたコメントをどのように取扱うかに就いてCEQで得た見解はそのコメントが国民の総意に基づくものであるかどうかは評価の対象にせず如何に真実に触れたものであり事実の裏付けがあるか又は重要なものに触れているか、かなり多くの人が知識を持つて発言しているか又審査関係者の気付がなか

なかつた新しい政策的なもつと含んでいふかどうかをみていくとしている。

次にアメリカの環境問題と人間の教育的観対立場から人々の行動様式を如何にして変えるかとすることに目標を置き行動しているK A B (Keep beautiful America)の活動が我が国で参考になるとと思はれる。ボランティア活動に基づくこの法人は105の会社から毎年一定額の出資を受け全アメリカの70のAgencyの支持と500～600のCommunityを対象にした7000人(全米の人口の1%)を包含したもので"clean community system"に取り組んでいる。又アメリカの市民教育としてfederal water pollution control act amendment 1972, public law 92-500の中の条項に則りcitizen training instituteとしてconservation foundation(中立主義を持つ公益法人)により教育が行はれている。

7. 其の他(EISの改善、開発行為に対する問題処理、訴訟問題に就いて)

EISの改善策に就いてはconservation foundationによると現在のEISは最初から一貫してプロジェクトに入っている。同種類のプロジェクトに就いて共通点があるのでエコシステムの方法に基づいた観対立とEISの観対立とをsystematicに関連づけたものを技術開発して利用することを考慮中であるが開発の目的が違うためdata base上の一貫性が無いかも知れないなどう面で苦慮しているとのことである。

次に下記開発行為に関するCEQの見解がある。即ち生態的に代替案を含め社会的、経済的な面を考慮に入れて環境に与える影響に危険性のある開発行為を送付する場合の取扱いはの總ての情報を公表すること。②最良の案でなく折衷案を取るのでもニタリニア"を必ず行うこと。以上の①②の中で危険な事態が発生すると開発行為を中止又は変更する。又開発行為によりもたらされる影響結果が不明瞭(テクノロジーアセスメントの手法未解決等の要因、EISの不完全etc)、重大な影響(住民の生命又は生活に多大の影響を与えると考へられたため前もって充分な調査をする必要があると認められるもの)があると予想され然も公害防止技術が未開発の段階の場合の開発行為は許可しない等である。

又訴訟問題に対しては今迄のEISの内容に就いて連邦の裁判所の判断は直接的、直接的な環境に対する徹底的な評価と典型的な公害である水、空気、騒音に対する疑問を解き明さねばならないとしている。従つて直接的に明らかな公害問題のみならず間接的なもの不明瞭な公害に対しても明確な影響を述べなければならぬとした判断がなされている。要すに全体のアセスメントの見直しを求める事例が出ていたため現在は開発行為ごとのマニアの作成とチェックリストの作成や修正を行つてはいる段階である。又アメリカの訴訟に対する政府側の見解は環境アセスメントの制度上の確立が期待されるとして割切つてある。

8. 結語

アメリカの環境アセスメント方式を我が国に適用するに就いては色々と困難な面がともなう。^{12～18)}そこで行政上の対応技術的手法による総合評価、住民意識等を考慮に入れるとアメリカの従来の手法に対して参考にならるべき部分は住民に対する教育と技術的交流を優先させ有必要がある様に感じられる。特に事後救済に片よつては従来の我が国の環境対策を事前対策方式に切り替えるためには最良の環境保全を思考した市民教育の中で環境意識を高めつつ住民とのコンセンサスを求めるながら行政との対応の中で決定すべきことと思はれる。

参考文献

- 1) 環境アセスメントと経済性 尾上久雄 公害研究 77.Vol.7 岩波書店
- 2) 環境影響評価の要請とその限界 牧野昇 環境アセスメントとその手法 76. 三菱総合研究所
- 3) 住民参加の現状と将来の日本社会への役割 坂本正弘 土木学会誌 77.Vol.62
- 4) 全国環境事情 環境庁編 きょうせい 77

- 5) 環境白書 環境庁編 77
- 6) 北海道環境白書 北海道編 77
- 7) The President Environmental program 77, U.S government printing office
Guide Line For Review of ENVIRONMENTAL Impact statement, USEPA office Federal Activities.
- 8) volume III Impoundment Projects
- 9) volume IV channelization projects
- 10) 陸水生態系とクアリティア 長田 泰公 環境情報科学会 77, 6~8
- 11) government Manual 77/78 US government printing office
- 12) アメリカにおける環境影響報告制度 環境法研究 2号 有斐閣 75,
- 13) アメリカにおける環境法と日本 環境法研究 3号 有斐閣 75,
- 14) 米国における環境影響評価(環境アセスメント)制度の近況, 丸田 賴一 都市計画中央審議会資料
- 15) Report to the President and to the Council on Environmental Quality, Washington DC 75/12
- 16) study on Federal Regulation, US government printing office 77,
- 17) 米国連邦制度 金子善次郎 良書普及会 77,
- 18) 地方自治 室井 力 三省堂 77.